

条 例 議 案 の 概 要

—令和8年6月定例会—

目 次

議案第 71 号	盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例について	1
議案第 72 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	4
議案第 73 号	盛岡市福祉医療資金貸付基金条例及び盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第 74 号	盛岡市新型コロナウイルス感染症対応利子補給等基金条例を廃止する条例について	20
議案第 75 号	盛岡市印鑑条例及び盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	21
議案第 76 号	盛岡市産学官連携研究センター条例の一部を改正する条例について	26
議案第 77 号	盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例について	31
議案第 105 号	専決処分につき承認を求めることについて (盛岡市市税条例の一部を改正する条例)	35

議案第 71 号

盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の通勤手当の額の改定等をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 交通用具の使用に係る通勤手当が支給される職員（交通機関と併用している者を含む。）であって、通勤のため規則で定める駐車場を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、1箇月につき、5,000円の範囲内で規則で定める額を交通用具の使用距離に応じた通勤手当等の額に加算した額とする。

(2) 交通機関と交通用具を併用しており、1箇月当たりの運賃等相当額、交通用具の使用距離に応じた通勤手当の額、駐車場利用に係る通勤手当の額の合計が5万5,000円を超える場合には、5万5,000円を1箇月当たりの通勤手当の支給上限額とする。

3 施行期日

令和8年7月1日

盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>第1条から第25条の3まで 略</p> <p>第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離(育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、通勤距離及び通勤回数)に応じ、支給単位期間につき、4万2,100円を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額</p> <p>、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため規則で定める駐車場を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で規則で定める額を同項の規定によ</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>第1条から第25条の3まで 略</p> <p>第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)(職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなつた場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうち当該職員の負担する額が当該職員の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離(育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、通勤距離及び通勤回数)に応じ、支給単位期間につき、4万2,100円を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)(職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなつた場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうち当該職員の負担する額が当該職員の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p>

改正後	改正前
<p>る額に加算した額とする。</p>	
<p>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（第1項第1号又は第3号に掲げる職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合においては、それぞれの運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額。以下この項において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）、第2項第2号に定める額及び前項の規則で定める額の合計額が5万5,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額（職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなった場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうち当該職員の負担する額が当該職員の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。</p>	
<p>5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p>	<p>3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p>
<p>6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p>	<p>4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p>
<p>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び第3項の駐車場に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。</p>	<p>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等 に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。</p>
<p>8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第27条から第37条まで 略</p>	<p>第27条から第37条まで 略</p>
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p>附 則（令和8年条例第 号）</p>	
<p>この条例は、令和8年7月1日から施行する。</p>	
<p>別表第1から別表第3まで 略</p>	<p>別表第1から別表第3まで 略</p>
<p>参考 略</p>	<p>参考 略</p>

議案第 72 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を義務付ける対象等及び固定資産税の免税点を改めるとともに、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするもの。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 公的年金等受給者の扶養親族等申告書

所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、個人の市民税が課税となる者で一定の控除の適用があるものは、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出することとする措置を講ずる。

【改正の背景】

令和 7 年度税制改正により、公的年金等から源泉徴収の対象となる基礎控除の額が引き上げられた。

一方、個人の市民税の基礎控除の額は据え置かれたため、源泉徴収の対象とはならないが、個人の市民税が課税となる者の範囲が拡大することとなった。

これらの者は、一定の控除（※）の適用により、個人の市民税が非課税となる場合があるため、個人の市民税において扶養親族等申告書の提出を義務付けることとなった。

（※）一定の控除の例：配偶者控除、障がい者控除等

イ 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

一部の特定一般用医薬品等（※）の購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、令和 8 年12月31日としていた適用期限を撤廃する。

（※）特定一般用医薬品等とは、スイッチ O T C 医薬品とも言われ、もともと医薬品として使用されていた薬品を効能成分や服用方法用量が同じまま市販されている医薬品をいう。

ウ 住宅借入金等特別控除

個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を、令和20年度から令和25年度に改め、当該住宅借入金等特別税額控除の適用となる居住用家屋の居住年を、令和 7 年から令和 12年に改める。

エ 特定暗号資産に係る個人の市民税の課税の特例

所得税法の改正により、特定暗号資産に係る譲渡所得の課税の特例が創設されたことにより、個人の市民税の当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して5%（市：3%、県：2%）の税率により所得割を課することとする。

【従来の暗号資産取引に係る算定方法】

従来の総合課税では、所得税の算定では他の所得と合算して累進課税の対象となり、個人の市民税の算定では他の所得と合算して10%の税率で課税されていた。

オ 新たな公益信託制度の創設に伴う規定の整備

- (ア) 公益信託の信託財産とするために支出された信託事務に関連する寄付金を、寄附金税額控除の対象とする。
- (イ) 旧公益信託制度において国税庁長官の承認を受けてその譲渡益が非課税となっていた寄附財産が公益目的事業に供さなくなった場合に、寄附を受けた当該公益法人を譲渡を行った個人とみなして所得割を課税していた特例を廃止する。

【改正の背景】

令和8年4月1日に施行された公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）により、公益信託制度が改められたことに伴い、所得税の寄附金控除の対象とされる信託財産が改められたことなどから、個人の住民税の寄附金税額控除の対象を改めるなど同様の対応をするもの。

カ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例

課税の特例の対象となる「優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡」の範囲等を改める。

【改正の背景】

租税特別措置法の改正により、譲渡した土地等がその譲渡のときにおいて「地すべり防止区域等」内に存する場合には、特例の対象外とする等の改正がされたため、市税条例において同様の対応をするもの。

(2) 固定資産税関係

令和9年度以後の固定資産税について、家屋に係る免税点を20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円に、それぞれ引き上げる。

(3) その他法令等の改正による規定の整備

3 施行期日

2 (1) アからウまで及びオ 令和9年1月1日

2 (2) 令和9年4月1日

2(1) カ 令和10年1月1日

2(1) エ 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 目次及び第1条から第36条の5まで 略 (寄附金税額控除)</p> <p>第36条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第36条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金のうちのうち、市長が別に定めるもの</p> <p>ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</p> <p>コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち市長が別に定めるものに対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第36条の7から第37条まで 略 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 目次及び第1条から第36条の5まで 略 (寄附金税額控除)</p> <p>第36条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第36条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの</p> <p>ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち市長が別に定めるものに対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第36条の7から第37条まで 略 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給</p>

改正後	改正前
<p>与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第38条の2の2第1項第3号並びに第38条の2の3第1項及び第2項第4号)において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。))及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。))が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。))は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。))は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。))の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新た</p>	<p>与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。))、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第38条の2の2第1項第3号及び第38条の2の3第1項)において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。))及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。))が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。))は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。))は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。))の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新た</p>

改正後	改正前
<p>に第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>に第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p>
<p>第38条の2 略</p>	<p>第38条の2 略</p>
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第38条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第38条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称 (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名</p>	<p>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称 (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</p>
<p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p>	<p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p>
<p>(4) その他施行規則で定める事項</p>	<p>(4) その他施行規則で定める事項</p>
<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>
<p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>	<p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>
<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第45条の15第3項において同じ。)により提供することができる。</p>	<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第45条の15第3項において同じ。)により提供することができる。</p>
<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第38条の2の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第45条の8に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</p> <p>(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第26条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第45条の8に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第26条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者</p>	<p>第2号において同じ。又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p>
<p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p>	
<p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) その他施行規則で定める事項</p>	
<p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>
<p>4 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>	<p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>
<p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の8において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>第38条の3から第51条の4まで 略 (固定資産税の免税点)</p>	<p>第38条の3から第51条の4まで 略 (固定資産税の免税点)</p>
<p>第52条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対</p>	<p>第52条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対</p>

改正後	改正前
<p>して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>第52条の2から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条の3まで 略</p> <p>第3条の4及び第3条の5 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第36条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第5条及び第5条の2 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第36条の7及び第36条の8第1項の規定の適用については、第36条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と、第36条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第36条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第24条第1項、附則第24条の2第1項、附則第24条の3第1項、附則第24条の4第1項又は附則第25条第1項の規定の適用を受けるときは、第36条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第5条の5 略</p> <p>第5条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第36条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第5条の7から第22条まで 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限</p>	<p>して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>第52条の2から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条の3まで 略</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第3条の3の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>第3条の4及び第3条の5 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第36条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第5条及び第5条の2 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第36条の7及び第36条の8第1項の規定の適用については、第36条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と、第36条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第36条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第24条第1項、附則第24条の2第1項、附則第24条の3第1項、又は附則第25条第1項の規定の適用を受けるときは、第36条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第5条の5 略</p> <p>第5条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第36条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第5条の7から第22条まで 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限</p>

改正後	改正前
<p>り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。</p>	<p>り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。</p>
<p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p>	<p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p>
<p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p>	<p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p>
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>
<p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>
<p>4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	
<p>第23条から第24条の3まで 略 （特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>	<p>第23条から第24条の3まで 略</p>
<p>第24条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第35条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第</p>	

改正後	改正前
<p>1 項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第24条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	
<p>第25条から第41条まで 略 附 則 略 附 則 (令和8年条例第 号)</p>	<p>第25条から第41条まで 略 附 則 略</p>
<p>(施行期日)</p>	
<p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第36条の6第1項、第38条第1項ただし書、第38条の2の2及び第38条の2の3の改正規定並びに附則第3条の3の2を削る改正規定、附則第4条及び附則第5条の3第1項の改正規定並びに次条第1項から第3項までの規定 令和9年1月1日</p> <p>(2) 第52条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日</p> <p>(3) 第36条の6第2項の改正規定並びに附則第5条の4の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)、附則第5条の6の改正規定及び附則第22条の2の改正規定並びに次条第5項の規定 令和10年1月1日</p> <p>(4) 附則第5条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第24条の3の次に1条を加える改正規定並びに次条第4項及び第6項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p>	
<p>第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第1号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例第36条の6第1項(第1号ケに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。</p>	
<p>2 改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)第38条の2の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第38条の2の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の盛岡市市税条例第38条の2の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。</p>	
<p>3 前条第1号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例</p>	

改正後	改正前
<p>増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。</p>	
<p>4 前条第4号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例附則第5条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第6項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	
<p>5 新条例附則第22条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第22条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。</p>	
<p>6 新条例附則第24条の4の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。 (固定資産税に関する経過措置)</p>	
<p>第3条 新条例第52条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p>	

議案第 73 号

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例及び盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
について

1 改正の趣旨

寡婦等に対する医療費の給付に関する事業の廃止に伴い、寡婦等を福祉医療資金の貸付対象としないこととするとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づき個人番号を利用することができる事務から当該給付に関する事務を削ろうとするほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市福祉医療資金貸付基金条例

福祉医療資金の貸付対象から、寡婦等を除く。

(2) 盛岡市個人番号の利用等に関する条例

個人番号を利用することができる事務から、寡婦等に対する医療費の給付に関する事務を除く。

3 施行期日

(1) 盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 令和8年8月1日

(2) 盛岡市個人番号の利用等に関する条例 令和8年8月15日

【第1条】盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 平成8年3月28日条例第8号</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第6号及び第8号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 小学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第6号及び第8号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(3) 中学生 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第6号及び第8号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(4) 高校生等 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第6号及び第8号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(5) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者(次号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(6) 重度心身障害者 次のアからオまでのいずれかに該当する者で当該該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。)で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級のもの</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>エ 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>オ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者</p> <p>(7) 中度身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級又は4級のものに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの(第1号から前号まで及び次号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(8) ひとり親家庭等の親子等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子 若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子 若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子 で民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの(第5号及び第6号に該当する者を除く。)又はその者に現に扶養されている児童(同号に該当する者を除く。)若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童(同号に該当する者を除く。)をいう。</p>	<p>○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 平成8年3月28日条例第8号</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第6号及び第8号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 小学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第6号及び第8号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(3) 中学生 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第6号及び第8号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(4) 高校生等 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(第6号及び第8号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(5) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者(次号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(6) 重度心身障害者 次のアからオまでのいずれかに該当する者で当該該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。)で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級のもの</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>エ 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>オ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者</p> <p>(7) 中度身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級又は4級のものに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの(第1号から前号まで及び次号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(8) ひとり親家庭等の親子等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子 (以下「配偶者のない女子」という。)若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子 (以下「配偶者のない男子」という。) で民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの(第5号及び第6号に該当する者を除く。)又はその者に現に扶養されている児童(同号に該当する者を除く。)若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童(同号に該当する者を除く。)をいう。</p> <p>(9) 寡婦等 配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの(第5号から第7号までに該当する者を除</p>

改正後	改正前
<p>(9) 医療費の一部負担金 医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額（健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第74条第2項に規定する食事療養標準負担額又は健康保険法第85条の2第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）をいう。</p>	<p>(10) 医療費の一部負担金 医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額（健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第74条第2項に規定する食事療養標準負担額又は健康保険法第85条の2第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）をいう。</p>
<p>(10) 医療保険各法 健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。</p>	<p>(11) 医療保険各法 健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。</p>
<p>(11) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。</p>	<p>(12) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。</p>
<p>第3条 略 （貸付対象）</p>	<p>第3条 略 （貸付対象）</p>
<p>第4条 資金は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児、小学生、中学生、高校生等、妊産婦、重度心身障害者、中度身体障害者及びひとり親家庭等の親子等（以下「乳幼児等」という。）が療養を受けた場合において、医療費の一部負担金を当該療養を受けた医療機関等に支払うことが困難なときに、当該乳幼児等又はこれらの保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児、小学生、中学生、高校生等、重度心身障害者、中度身体障害者及び第2条第8号に規定する児童を監護しているものに限る。）に対して貸し付けるものとする。</p> <p>(1) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。</p> <p>(2) 療養を受けた場合において、市から医療費の一部負担金（出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く乳幼児等にあつては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をいう。以下同じ。）に相当する額の給付を受けることができる者であると市長が認めた者であること。</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者以外の者であること。</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定による支援給付を受けている者以外の者であること。</p>	<p>第4条 資金は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児、小学生、中学生、高校生等、妊産婦、重度心身障害者、中度身体障害者、ひとり親家庭等の親子等及び寡婦等（以下「乳幼児等」という。）が療養を受けた場合において、医療費の一部負担金を当該療養を受けた医療機関等に支払うことが困難なときに、当該乳幼児等又はこれらの保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児、小学生、中学生、高校生等、重度心身障害者、中度身体障害者及び第2条第8号に規定する児童を監護しているものに限る。）に対して貸し付けるものとする。</p> <p>(1) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。</p> <p>(2) 療養を受けた場合において、市から医療費の一部負担金（出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く乳幼児等にあつては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をいう。以下同じ。）に相当する額の給付を受けることができる者であると市長が認めた者であること。</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者以外の者であること。</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定による支援給付を受けている者以外の者であること。</p>
<p>第5条から第11条まで 略 附 則 略</p>	<p>第5条から第11条まで 略 附 則 略</p>
<p>附 則（令和8年条例第 号）</p>	
<p>1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月15日から施行する。</p>	
<p>2 第1条の規定による改正前の盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の規定に基づき福祉医療資金の貸付けを受けた者でその償還が完了していないものに係る福祉医療資金の償還については、なお従前の例による。</p>	

【第2条】盛岡市個人番号の利用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○盛岡市個人番号の利用等に関する条例 平成27年12月24日条例第47号</p>	<p>○盛岡市個人番号の利用等に関する条例 平成27年12月24日条例第47号</p>																								
<p>第1条及び第2条 略 (個人番号の利用範囲等)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務</p> <p>(2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に掲げる事務</p> <p>(3) 市の機関が保有する利用特定個人情報(当該保有する利用特定個人情報のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。))については、生活に困窮する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護等関係情報」という。)を含むものとする。)を必要な限度で利用して処理する特定個人番号利用事務</p> <p>(4) 市の機関が保有する住登外者宛名情報(住登外者宛名番号管理機能(市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者であって、その者を特定する情報を管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。))を一意に特定するための番号を付番し、及び管理する機能をいう。以下同じ。))による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。以下同じ。))を必要な限度で利用して処理する法別表の各項の下欄に掲げる事務(法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。)</p> <p>2 次の各号に掲げる事務において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該各号に掲げる情報の提供を受けることができるときは、当該各号に掲げる情報の提供を受けるものとする。</p> <p>(1) 前項第2号に掲げる事務 特定個人情報</p> <p>(2) 前項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報</p> <p>3 次の各号に掲げる事務において、当該事務で利用する当該各号に掲げる情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程の規定により義務付けられているときは、当該事務における当該各号に掲げる情報の利用を当該書面の提出とみなす。</p> <p>(1) 第1項第2号に掲げる事務 特定個人情報</p> <p>(2) 第1項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報</p> <p>第4条及び第5条 略 附則 略 附則(令和8年条例第 号)</p>	<p>第1条及び第2条 略 (個人番号の利用範囲等)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務</p> <p>(2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に掲げる事務</p> <p>(3) 市の機関が保有する利用特定個人情報(当該保有する利用特定個人情報のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。))については、生活に困窮する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護等関係情報」という。)を含むものとする。)を必要な限度で利用して処理する特定個人番号利用事務</p> <p>(4) 市の機関が保有する住登外者宛名情報(住登外者宛名番号管理機能(市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者であって、その者を特定する情報を管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。))を一意に特定するための番号を付番し、及び管理する機能をいう。以下同じ。))による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。以下同じ。))を必要な限度で利用して処理する法別表の各項の下欄に掲げる事務(法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。)</p> <p>2 次の各号に掲げる事務において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該各号に掲げる情報の提供を受けることができるときは、当該各号に掲げる情報の提供を受けるものとする。</p> <p>(1) 前項第2号に掲げる事務 特定個人情報</p> <p>(2) 前項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報</p> <p>3 次の各号に掲げる事務において、当該事務で利用する当該各号に掲げる情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程の規定により義務付けられているときは、当該事務における当該各号に掲げる情報の利用を当該書面の提出とみなす。</p> <p>(1) 第1項第2号に掲げる事務 特定個人情報</p> <p>(2) 第1項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報</p> <p>第4条及び第5条 略 附則 略</p>																								
<p>1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月15日から施行する。</p>																									
<p>2 略</p>																									
<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、 、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>3 市長</td> <td>小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>5 教育委員会</td> <td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、 、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、、寡婦等、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>3 市長</td> <td>小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>5 教育委員会</td> <td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、 、寡婦等 、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
機関	事務																								
1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの																								
2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、 、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの																								
3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの																								
4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの																								
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの																								
機関	事務																								
1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの																								
2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、 、寡婦等 、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの																								
3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの																								
4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの																								
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの																								

改正後	改正前
<p>2 「妊産婦」とは、妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者をいう。</p> <p>3 「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にある者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。)で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの</p> <p>(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>(3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>(4) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者</p> <p>4 「ひとり親家庭等の親子等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)で民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの又はその者に現に扶養されている児童若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童をいう。</p> <p>5 「中度身体障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級及び4級に該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>6 「小学生」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>7 「中学生」とは、12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>8 「高校生等」とは、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>9 「小児慢性特定疾病児童」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等(同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。)をいう。以下同じ。</p>	<p>2 「妊産婦」とは、妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者をいう。</p> <p>3 「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にある者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。)で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの</p> <p>(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>(3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>(4) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者</p> <p>4 「ひとり親家庭等の親子等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。))若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。))で民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの又はその者に現に扶養されている児童若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童をいう。</p> <p>5 「寡婦等」とは、配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。</p> <p>6 「中度身体障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級及び4級に該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>7 「小学生」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>8 「中学生」とは、12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>9 「高校生等」とは、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>10 「小児慢性特定疾病児童」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等(同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。)をいう。以下同じ。</p>
別表第2及び別表第3 略	別表第2及び別表第3 略

議案第 74 号

盛岡市新型コロナウイルス感染症対応利子補給等基金条例を廃止する条例について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対応利子補給等基金（以下「基金」という。）を廃止しようとするものである。

2 基金設置及び廃止の経緯

(1) 設置

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業等の資金繰りを支援するため、県制度融資（新型コロナウイルス感染症対策資金、商工観光振興資金、小規模小口資金）を利用する場合に、保証料及び利子3年分を全額補給する制度を創設し、令和3年度以降の補給に係る財源に充当するため、令和2年度に本基金の設置し、令和2年度及び3年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して造成（積立）したものの。

(2) 廃止

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金管理運営要領（総務省）において、利子補給事業及び信用保証料補助事業を対象とした基金事業の期間は「事業着手した年度以降6箇年度まで」と定められており、令和7年度末で基金事業としては終了となったことから、当該基金を廃止するもの。

3 基金運用実績

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 積立額 | 1,296,356,299円 |
| (2) 取崩額 | 1,203,813,194円 |
| (3) 基金残高 | 92,543,105円（国庫返還額） |

4 施行期日

令和8年9月1日

議案第 75 号

盛岡市印鑑条例及び盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号。以下「法」という。）の施行に伴い、市の電子計算機に接続された端末装置に必要な事項を入力することにより印鑑の登録の証明を申請し、又は住民票の写し等の交付を受けようとする場合に、特定在留カード又は特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）を使用することができることとしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市印鑑条例（昭和45年条例第35号）

証明書コンビニ交付サービスにより印鑑の登録の証明を申請する場合において、特定在留カード等を使用できることとするもの。

(2) 盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）

証明書コンビニ交付サービスにより住民票の写し等の交付を受ける場合において、特定在留カード等を使用できることとし、その手数料を定めるもの。

○ 証明書コンビニ交付サービスの利用による証明書交付手数料 （1通につき）

- | | | | |
|-----------|------|--------------|------|
| ・ 住民票の写し | 300円 | ・ 住民票記載事項証明書 | 300円 |
| ・ 印鑑登録証明書 | 300円 | ・ 課税（非課税）証明書 | 300円 |

※ 特定在留カード等を使用したコンビニ交付サービスによる場合の交付手数料について、個人番号カードを使用した場合と同額とするもの。

(3) 法改正の背景

日本に在留する外国人の多くが「在留カード」又は「特別永住者証明書」（以下「在留カード等」という。）のほか、個人番号カードを所持しているが、在留カード等と個人番号カードに関する手続をそれぞれ別の行政機関において行う必要があり、煩雑な手続を余儀なくされている。このことから、在留カード等と個人番号カードを一体化して、日本に在留する外国人の利便性を向上させ、行政運営の効率化を図るため、令和6年6月21日に法が公布され、令和7年12月17日に法の施行期日を定める政令（令和7年政令第422号）が公布され、令和8年6月14日から施行されることとなった。

3 施行期日

令和8年6月14日

【第1条】盛岡市印鑑条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市印鑑条例 昭和45年9月9日条例第35号</p> <p>第1条から第12条まで 略 (印鑑登録証明)</p> <p>第13条 登録者又はその代理人は、印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証を持参して、書面により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 登録者は、前項の規定にかかわらず、自ら個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、市の電子計算機に接続された端末装置に必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</p> <p>3 印鑑の登録の証明は、第5条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる事項を記載した書面を交付して行うものとする。</p> <p>第14条から第23条まで 略</p> <p>附 則 略 附 則 (令和8年条例第 号) この条例は、令和8年6月14日から施行する。</p>	<p>○盛岡市印鑑条例 昭和45年9月9日条例第35号</p> <p>第1条から第12条まで 略 (印鑑登録証明)</p> <p>第13条 登録者又はその代理人は、印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証を持参して、書面により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 登録者は、前項の規定にかかわらず、自ら個人番号カード()電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、市の電子計算機に接続された端末装置に必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</p> <p>3 印鑑の登録の証明は、第5条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる事項を記載した書面を交付して行うものとする。</p> <p>第14条から第23条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

【第2条】盛岡市手数料条例 新旧対照表

改正後			改正前		
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほか郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略 附 則 略 附 則（令和8年条例第 号） この条例は、令和8年6月14日から施行する。</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p>			<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほか郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p>		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
1から40の9まで略			1から40の9まで略		
40の10 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）	租税の徴収金に関する証明書交付手数料	1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度（法人市民税に係るものにあつては、1事業年度）を1件）につき400円（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、個人番号カード利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）が記録されているものに限る。以下同じ。） 、特定在留カード等（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をい	40の10 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）	租税の徴収金に関する証明書交付手数料	1件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であつて納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度（法人市民税に係るものにあつては、1事業年度）を1件）につき400円（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書 が記録されているものに限る。以下同じ。）又は

改正後			改正前		
		う。)であって、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。53の項において同じ。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。)を使用して、市の電子計算機に接続された端末装置(以下「多機能端末機」という。)に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあっては、300円)			移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。)を使用して、市の電子計算機に接続された端末装置(以下「多機能端末機」という。)に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあっては、300円)
40の11から52まで略			40の11から52まで略		
53 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(同条第8項の規定に基づき同条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書に代えて交付することができる同条第7項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を含む。)の交付又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写し等交付手数料	1通につき400円(個人番号カード、特定在留カード等又は移動端末設備を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあっては、300円)	53 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(同条第8項の規定に基づき同条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書に代えて交付することができる同条第7項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を含む。)の交付又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写し等交付手数料	1通につき400円(個人番号カード)又は移動端末設備を使用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあっては、300円)
53の2から74まで略			53の2から74まで略		

議案第 76 号

盛岡市産学官連携研究センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市産学官連携研究センター（以下「センター」という。）を設置する目的を改めるとともに、コワーキングスペースに係る使用の許可の基準を定め、研究開発室に係る使用の許可の期間を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

岩手大学とは教育・研究・産業振興など幅広く連携しており、地域ニーズの多様化に対応するため、センターの支援対象を拡大することにより、企業・団体・学生・起業家など多様な主体の参画を促し、本市の産業振興の発展を図るものである。

(1) 設置趣旨の見直し

従来の支援対象を「岩手大学と市との連携により新技術若しくは新製品の開発を行おうとする者」に、「大学が実施する研究等若しくは人材の育成に寄与する者」を加えるもの。

(2) 事業化支援ブースの利用形態の見直し

コワーキングスペースへ変更し、併せて使用許可要件及び期間を緩和する。

	改正前	改正後
入居要件	岩手大学との共同研究又は大学発ベンチャー	岩手大学が行う研究等若しくは人材の育成に寄与する者（予定含む。）
入居期限	基本1年、最長2年	1年更新

(3) 研究開発室の使用期間の見直し

研究開発室の使用期間は原則5年とし、新技術・新製品の企業化に相当の期間を要するなど、長期利用が必要と認められる場合は最大10年まで使用可能とする。また、許可期間終了後は2年以内の更新も可能とする取扱いに改める。

なお、現入居企業においても、長期利用が必要と認められる場合は最長12年まで更新を可能とする。

3 施行期日

令和8年7月1日

改正後	改正前								
○盛岡市産学官連携研究センター条例 平成19年3月30日条例第26号	○盛岡市産学官連携研究センター条例 平成19年3月30日条例第26号								
第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)								
第2条 技術の 高度化又は教育及び研究に係る活動の活性化 による産業の振興を図るため、国立大学法人岩手大学 (以下「大学」という。) と市との連携により、 新技術又は新製品の開発を行おうとする者、大学が実施する研究等又は人材の育成に寄与しようとする者等 を支援する施設として、産学官連携研究センターを次表のとおり設置する。	第2条 技術の 高度化 による産業の振興を図るため、国立大学法人岩手大学 と市 との連携により 新技術 又は 新製品を開発しようとする企業等 を支援する施設として、産学官連携研究センターを次表のとおり設置する。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市産学官連携研究センター</td> <td>盛岡市上田四丁目3番5号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市産学官連携研究センター	盛岡市上田四丁目3番5号	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市産学官連携研究センター</td> <td>盛岡市上田四丁目3番5号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市産学官連携研究センター	盛岡市上田四丁目3番5号
名称	位置								
盛岡市産学官連携研究センター	盛岡市上田四丁目3番5号								
名称	位置								
盛岡市産学官連携研究センター	盛岡市上田四丁目3番5号								
(開館時間)	(開館時間)								
第3条 産学官連携研究センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後6時まで(研究開発室及び コワーキングスペース (以下「研究開発室等」という。)にあつては、午前零時から午後12時まで)とする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。))第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理するセンターにあつては、指定管理者。以下第8条まで、第10条(第3項を除く。)、第11条、第17条及び第18条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。	第3条 産学官連携研究センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後6時まで(研究開発室及び 事業化支援ブース (以下「研究開発室等」という。)にあつては、午前零時から午後12時まで)とする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。))第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理するセンターにあつては、指定管理者。以下第8条まで、第10条(第3項を除く。)、第11条、第17条及び第18条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。								
第4条から第6条まで 略 (公募による原則)	第4条から第6条まで 略 (公募による原則)								
第7条 研究開発室に係る第5条第1項前段 の許可は、公募の方法により申請のあった者のうちから行うものとする。 2 市長は、前項の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。 (1) 市の広報紙の掲載 (2) 新聞の掲載 (3) テレビジョンの放送 (4) インターネットの利用 (5) 市庁舎、センターその他市の区域内の適当な場所における掲示 3 市長は、前項の公募に当たっては、 研究開発室 の所在地、数、規格、使用料、使用の許可の基準、申請方法、選考方法の概略、使用開始の時期その他必要な事項を明示するものとする。 (公募の例外)	第7条 第5条第1項前段 の許可は、公募の方法により申請のあった者のうちから行うものとする。 2 市長は、前項の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。 (1) 市の広報紙の掲載 (2) 新聞の掲載 (3) テレビジョンの放送 (4) インターネットの利用 (5) 市庁舎、センターその他市の区域内の適当な場所における掲示 3 市長は、前項の公募に当たっては、 研究開発室等 の所在地、数、規格、使用料、使用の許可の基準、申請方法、選考方法の概略、使用開始の時期その他必要な事項を明示するものとする。 (公募の例外)								
第8条 市長は、公募した結果申請のなかったときは、前条第1項の規定にかかわらず、 研究開発室に係る第5条第1項前段 の許可をすることができる。 (使用の許可の基準)	第8条 市長は、公募した結果申請のなかったときは、前条第1項の規定にかかわらず、 第5条第1項前段 の許可をすることができる。 (使用の許可の基準)								
第9条 研究開発室に係る第5条第1項前段 の許可を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれかを備えている者でなければならない。 (1) 新技術若しくは新製品の開発を行おうとする者又は行っている者で大学と共同研究を実施するもの (2) 大学 の研究成果を基に新たな企業の創出をしようとする者又は創出した者 (3) センターの機能の補完に寄与すると認められる者 2 研究開発室に係る第5条第1項後段 の更新又は変更の許可を受けることができる者は、前項各号に掲げる要件のいずれかを備えている者でなければならない。 3 コワーキングスペースに係る第5条第1項前段 の許可を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれかを備えている者でなければならない。 (1) 新技術若しくは新製品の開発を行おうとする者又は行っている者で大学と共同研究を実施するもの (2) 大学が実施する研究等若しくは人材の育成に寄与しようとする者又は寄与すると認められる者 (3) センターの機能の補完に寄与すると認められる者	第9条 第5条第1項前段 の許可を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれかを備えている者でなければならない。 (1) 新技術又は新製品の開発を行おうとする者で国立大学法人岩手大学と共同研究を実施するもの (2) 国立大学法人岩手大学 の研究成果を基に新たな企業の創出をしようとする者又は創出した者 (3) センターの機能の補完に寄与すると認められる者 2 第5条第1項後段 の更新又は変更の許可を受けることができる者は、前項各号に掲げる要件のいずれかを備えている者でなければならない。								
4 コワーキングスペースに係る第5条第1項後段 の更新又は変更の許可を受けることができる者は、前項各号に掲げる要件のいずれかを備えている者でなければならない。 (使用の許可の期間)	(使用の許可の期間)								
第10条 研究開発室に係る第5条第1項前段の許可の期間は、 5年(新技術又は新製品の企業化に相当の期間を要することその他特別の理由があると	第10条 研究開発室に係る第5条第1項前段の許可の期間は、 3年								

改正後	改正前
<p>市長が認めるときは、10年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可の期間の末日の翌日から起算して2年を超えない範囲内で2回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。</p> <p>2 コワーキングスペースに係る第5条第1項前段の許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可の期間の末日（この項ただし書の規定に基づき第5条第1項後段の更新の許可を受けた者に対して再度の当該更新の許可をする場合にあっては、現に受けている当該更新の許可の期間の末日）の翌日から起算して1年を超えない範囲内で同項後段の更新の許可をすることができる。</p> <p>3 市長は、第5条第1項の許可を受けた者から申請があった場合において、大規模な自然災害、感染症のまん延、通信その他の事業活動の基盤における重大な障害等に起因するやむを得ない事情により、前2項に規定する期間を超えてセンターの研究開発室等を使用する必要があると認めるときは、第5条第1項の許可の期間を、当該事情を勘案して市長が必要と認める期間延長することができる。</p> <p>第11条及び第12条 略 (使用料)</p> <p>第13条 センターの研究開発室等の使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 センターの会議室の使用料は、無料とする。</p> <p>3 使用料は、納入通知書により規則で定める日までに徴収する。</p> <p>第14条から第26条まで 略 附 則 略 附 則 (令和8年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。</p> <p>2 市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する産学官連携研究センターにあっては、指定管理者）は、この条例の施行の際現に研究開発室を使用している者に対し、新技術又は新製品の企業化に相当の期間を要することその他特別の理由があると認めるときは、改正後の盛岡市産学官連携研究センター条例第10条第1項ただし書の規定にかかわらず、同条例第5条第1項前段の許可の期間の初日から起算して12年を超えない範囲内で、同項後段の更新の許可をすることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日 から起算して5年を超えない範囲内で2回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。</p> <p>2 事業化支援ブースに係る第5条第1項前段の許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日 から起算して2年を超えない範囲内で1回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。</p> <p>3 市長は、第5条第1項の許可を受けた者から申請があった場合において、大規模な自然災害、感染症のまん延、通信その他の事業活動の基盤における重大な障害等に起因するやむを得ない事情により、前2項に規定する期間を超えてセンターの研究開発室等を使用する必要があると認めるときは、第5条第1項の許可の期間を、当該事情を勘案して市長が必要と認める期間延長することができる。</p> <p>第11条及び第12条 略 (使用料)</p> <p>第13条 センターの研究開発室等の使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 センターの会議室の使用料は、無料とする。</p> <p>3 使用料は、納入通知書により規則で定める日までに徴収する。</p> <p>第14条から第26条まで 略 附 則 略</p>

別表（第13条関係）

区分	使用料（月額）
研究開発室101号室	44,500円
102号室	41,000円
201号室	44,500円
202号室	41,000円
203号室	41,000円
204号室	41,000円
205号室	41,000円
206号室	41,000円
207号室	71,000円
208号室	47,000円
209号室	47,000円
210号室	71,000円
211号室	47,500円
212号室	47,500円
213号室	46,500円
214号室	41,000円
215号室	41,000円
216号室	41,000円
217号室	41,000円
301号室	44,500円
302号室	41,000円
303号室	41,000円
304号室	41,000円
305号室	71,000円
306号室	47,000円
307号室	47,000円

別表（第13条関係）

区分	使用料（月額）
研究開発室101号室	44,500円
102号室	41,000円
201号室	44,500円
202号室	41,000円
203号室	41,000円
204号室	41,000円
205号室	41,000円
206号室	41,000円
207号室	71,000円
208号室	47,000円
209号室	47,000円
210号室	71,000円
211号室	47,500円
212号室	47,500円
213号室	46,500円
214号室	41,000円
215号室	41,000円
216号室	41,000円
217号室	41,000円
301号室	44,500円
302号室	41,000円
303号室	41,000円
304号室	41,000円
305号室	71,000円
306号室	47,000円
307号室	47,000円

改正後			改正前		
	308号室	71,000円		308号室	71,000円
	309号室	47,500円		309号室	47,500円
	310号室	47,500円		310号室	47,500円
	311号室	46,500円		311号室	46,500円
	312号室	41,000円		312号室	41,000円
	313号室	41,000円		313号室	41,000円
	314号室	41,000円		314号室	41,000円
	315号室	41,000円		315号室	41,000円
	コワーキングスペース	1人につき 15,000円		事業化支援ブース	1ブースにつき 15,000円

【附則第3項】盛岡市工場等設置奨励条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市工場等設置奨励条例 昭和63年7月1日条例第23号 盛岡市工場設置奨励条例（昭和38年条例第9号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）工場等 物品の製造若しくは加工の事業、卸売の事業、貨物運送の事業又は特定事業（広告代理業若しくはエンジニアリング業に属する事業又は高度技術工業集積地域開発促進法第8条の機械その他の償却資産等を定める省令を廃止する等の省令（平成11年自治省令第11号）第1条の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第12条の地方公共団体等を定める省令（昭和63年自治省令第25号）第2条の表に規定する事業をいう。）の用に供する施設（盛岡市産業支援センターの創業支援室、盛岡市産学官連携研究センターの研究開発室若しくはコワーキングスペース又は盛岡市新事業創出支援センターの貸工場（以下「産業支援施設」という。）を除く。）をいう。</p> <p>（2）新設 市の区域内に工場等を有しない者が市の区域内に工場等を設置することをいう。</p> <p>（3）拡充 市の区域内に工場等を有する者が、当該工場等の工場等用の建物を増築し、若しくはその設備を増強し、又は市の区域内に新たに工場等を設置することをいう。</p> <p>（4）工場等用建物 工場等用の建物及びその附属設備で固定資産税の課税客体となるもののうち直接第1号に規定する事業の用に供されるものをいう。</p> <p>（5）償却資産 構築物、機械及び装置その他の規則で定めるもので固定資産税の課税客体となるもののうち直接第1号に規定する事業の用に供されるものをいう。</p> <p>（6）投下固定資産 新設又は拡充に係る工場等用建物及び償却資産をいう。</p> <p>（7）新規雇用者 新設又は拡充を行つた工場等に新たに雇用された者で、第1号に規定する事業に係る業務に直接従事し、常時雇用されるものをいう。</p> <p>（8）産業支援施設使用者 産業支援施設の使用の許可を受けた者をいう。</p> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略 附 則（令和8年条例第 号） 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市工場等設置奨励条例 昭和63年7月1日条例第23号 盛岡市工場設置奨励条例（昭和38年条例第9号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）工場等 物品の製造若しくは加工の事業、卸売の事業、貨物運送の事業又は特定事業（広告代理業若しくはエンジニアリング業に属する事業又は高度技術工業集積地域開発促進法第8条の機械その他の償却資産等を定める省令を廃止する等の省令（平成11年自治省令第11号）第1条の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第12条の地方公共団体等を定める省令（昭和63年自治省令第25号）第2条の表に規定する事業をいう。）の用に供する施設（盛岡市産業支援センターの創業支援室、盛岡市産学官連携研究センターの研究開発室若しくは事業化支援ブース又は盛岡市新事業創出支援センターの貸工場（以下「産業支援施設」という。）を除く。）をいう。</p> <p>（2）新設 市の区域内に工場等を有しない者が市の区域内に工場等を設置することをいう。</p> <p>（3）拡充 市の区域内に工場等を有する者が、当該工場等の工場等用の建物を増築し、若しくはその設備を増強し、又は市の区域内に新たに工場等を設置することをいう。</p> <p>（4）工場等用建物 工場等用の建物及びその附属設備で固定資産税の課税客体となるもののうち直接第1号に規定する事業の用に供されるものをいう。</p> <p>（5）償却資産 構築物、機械及び装置その他の規則で定めるもので固定資産税の課税客体となるもののうち直接第1号に規定する事業の用に供されるものをいう。</p> <p>（6）投下固定資産 新設又は拡充に係る工場等用建物及び償却資産をいう。</p> <p>（7）新規雇用者 新設又は拡充を行つた工場等に新たに雇用された者で、第1号に規定する事業に係る業務に直接従事し、常時雇用されるものをいう。</p> <p>（8）産業支援施設使用者 産業支援施設の使用の許可を受けた者をいう。</p> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略</p>

議案第 77 号

盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

認定こども園の認定の要件のうち1学級の子どもの数に係る要件及び職員の資格に係る要件を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 認定こども園における満3歳以上の学級編制基準について、1学級当たり原則35人以下から原則30人以下に改めるもの。併せて、本条例の施行時に存する認定こども園については、令和14年3月31日までは従前の基準を適用できるとする経過措置を規定するもの。
- (2) 認定こども園に配置しなければならない保育士の資格を有する者について、1人に限り、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員等をもって代えることができることとするもの。
- (3) 認定こども園に配置しなければならない3歳児に対する職員配置基準（15：1）について、当分の間は従前の基準（20：1）を適用できる経過措置を設けていたが、当該適用期間を令和10年3月31日までに改めるもの。

3 施行期日

令和8年7月1日

【第1条】盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成31年3月27日条例第15号</p>	<p>○盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成31年3月27日条例第15号</p>
<p>第1条から第3条まで 略 (職員の配置等)</p>	<p>第1条から第3条まで 略 (職員の配置等)</p>
<p>第4条 認定こども園には、1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、1歳以上3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、3歳以上4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上、4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p>	<p>第4条 認定こども園には、1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、1歳以上3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、3歳以上4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上、4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p>
<p>2 3歳以上の子どもについては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する子ども(次条第4項において「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間について、3歳以上の子どもで学級を編制するとともに、各学級ごとに当該学級を担任する職員を1人以上置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、原則として30人以下とする。</p>	<p>2 3歳以上の子どもについては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する子ども(次条第4項において「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間について、3歳以上の子どもで学級を編制するとともに、各学級ごとに当該学級を担任する職員を1人以上置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、原則として35人以下とする。</p>
<p>3 認定こども園には、認定こども園の長1人を置かなければならない。この場合において、第2条第2項第1号イに該当する幼稚園型認定こども園においては、当該幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園又は保育機能施設の長は、当該幼稚園型認定こども園の長を兼ねることができる。 (職員の資格)</p>	<p>3 認定こども園には、認定こども園の長1人を置かなければならない。この場合において、第2条第2項第1号イに該当する幼稚園型認定こども園においては、当該幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園又は保育機能施設の長は、当該幼稚園型認定こども園の長を兼ねることができる。 (職員の資格)</p>
<p>第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。</p>	<p>第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。</p>
<p>2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、幼稚園教員免許状(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。))又は幼稚園の助教諭の臨時免許状(同条第4項に規定する臨時免許状をいう。))をいう。以下この条において同じ。)及び保育士の資格を併せ有する者でなければならない。ただし、幼稚園教員免許状及び保育士の資格を併せ有する者を当該教育及び保育に従事する職員とすることが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者をもって充てることができる。</p>	<p>2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、幼稚園教員免許状(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。))又は幼稚園の助教諭の臨時免許状(同条第4項に規定する臨時免許状をいう。))をいう。以下この条において同じ。)及び保育士の資格を併せ有する者でなければならない。ただし、幼稚園教員免許状及び保育士の資格を併せ有する者を当該教育及び保育に従事する職員とすることが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者をもって充てることができる。</p>
<p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2項の規定により学級に置かなければならない職員(以下この項において「学級担任」という。)は、幼稚園教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、幼稚園教員免許状を有する者を学級担任とすることが困難であると認められるときは、保育士の資格を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、幼稚園教員免許状の取得に向けた努力をしていると認められるものをもって充てることができる。</p>	<p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2項の規定により学級に置かなければならない職員(以下この項において「学級担任」という。)は、幼稚園教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、幼稚園教員免許状を有する者を学級担任とすることが困難であると認められるときは、保育士の資格を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、幼稚園教員免許状の取得に向けた努力をしていると認められるものをもって充てることができる。</p>
<p>4 第2項ただし書の規定にかかわらず、3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、保育士の資格を有する者を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、保育士の資格の取得に向けた努力をしているものをもって充てることができる。</p>	<p>4 第2項ただし書の規定にかかわらず、3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、保育士の資格を有する者を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、保育士の資格の取得に向けた努力をしているものをもって充てることができる。</p>
<p>5 認定こども園の長は、認定こども園が教育及び保育並びに子育て支援を総合的に提供する機能を発揮するよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。</p>	<p>5 認定こども園の長は、認定こども園が教育及び保育並びに子育て支援を総合的に提供する機能を発揮するよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。</p>
<p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))又は大学院において心理学を専修する学科、研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有</p>	<p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))又は大学院において心理学を専修する学科、研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有</p>

改正後	改正前
<p>するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>第6条から第12条まで 略</p>	<p>第6条から第12条まで 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>
<p>(職員の資格に関する特例)</p>	
<p>2 第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、入園している1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>2 第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、入園している1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 第5条第6項の規定に基づき同条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者について特定理学療法士等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等の数は、第4条第1項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>	
<p>5 第5条第6項ただし書及び附則第2項ただし書の規定に基づき特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同条第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p>附 則（令和8年条例第 号）</p>	
<p>1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。</p>	
<p>2 この条例の施行の際現に存する盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例第1条に規定する認定こども園における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の同条例第4条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</p>	

【第2条】盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成31年3月27日条例第15号</p> <p>第1条から第12条まで 略 附 則 略 附 則（令和6年条例第18号）</p> <p>1 略</p> <p>2 改正後の盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定（3歳以上4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、同項の規定による職員の配置を行うことにより教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある新条例第1条に規定する認定こども園については、令和10年3月31日までの間、適用しない。この場合において、改正前の盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定（3歳以上4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 新条例第4条第1項の規定（4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、同項の規定による職員の配置を行うことにより教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある新条例第1条に規定する認定こども園については、当分の間、適用しない。この場合において、改正前の盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定（4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>附 則（令和8年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。</p> <p>2 略</p>	<p>○盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例 平成31年3月27日条例第15号</p> <p>第1条から第12条まで 略 附 則 略 附 則（令和6年条例第18号）</p> <p>1 略</p> <p>2 改正後の盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例 第4条第1項の規定は、同項の規定による職員の配置を行うことにより教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある同条例第1条に規定する認定こども園については、当分の間、適用しない。この場合において、改正前の盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>

議案第 105 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

第 221回特別国会において「地方税法等の一部を改正する法律案」について、可決、成立し公布されたことに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第 179条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正をしたものである。

2 改正の内容

(1) 軽自動車税関係

軽自動車税の環境性能割を廃止するもの。これに伴い、現行の「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。

(2) 個人市民税関係

肉用牛の売却による事業所得に係る免税措置について、適用期間を 3 年延長し、令和 12 年度までとするもの。

(3) 固定資産税関係

ア 特別特定建築物（バリアフリー法に規定する移動等円滑化が特に必要なものとして定める建築物）のうち政府の補助を受けて改修を行った場合について、工事完了の翌年度から 2 年間、固定資産税・都市計画税の税額の $1/2$ に相当する額を軽減する。

イ ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備について、価格に $1/3$ を乗じて得た額を 3 年間、固定資産税の課税標準とするもの。

ウ 温対法又は農村漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画に従って取得した陸上風力発電設備について、価格に $1/2$ を乗じて得た額を 3 年間、固定資産税の課税標準とするもの。

(4) 国民健康保険税関係

ア 医療給付費分に係る課税限度額を現行の66万円から67万円に、子ども・子育て支援納付金の課税限度額を3万円にするもの。

区 分	限度額	
	改正前	改正後
医療給付費分	66万円	67万円
後期高齢者支援金分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
(新) 子ども・子育て支援納付金分		3万円
課税限度額	109万円	113万円

イ 低所得者世帯の軽減措置として用いる判定所得は、5割軽減に使われる30.5万円を31万円に、2割軽減に使われる56万円を57万円にそれぞれ引き上げるもの。

区 分	改正前	改正後
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	変更なし
5割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + <u>30.5万円</u> × 被保険者数 以下	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 31万円 × 被保険者数 以下
2割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 56万円 × 被保険者数 以下	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 57万円 × 被保険者数 以下

ウ 低所得者及び出産被保険者の減額基準の適用先に18歳以上被保険者均等割額を追加するもの。

エ 18歳未満被保険者における均等割額の減額基準を追加するもの。

(5) その他

法令等の改正に伴う必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 目次及び第1条から第15条まで 略 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第16条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5(第45条の13の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4の4第1項(第45条の4の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の5第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第45条の13、第58条、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項、第118条の10第1項、第123条第3項又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに定める期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付し、又は納入書により納入しなければならない。</p> <p>(1) 第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5、第45条の4の4第1項、第45条の13、第58条、第76条第2項、第94条第2項、第123条第3項又は第144条の納期限後に納付し、又は納入する税額当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(2) 第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>第17条から第34条まで 略 (所得割の課税標準)</p> <p>第35条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第36条の8において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。)</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 目次及び第1条から第15条まで 略 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第16条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5(第45条の13の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4の4第1項(第45条の4の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の5第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第45条の13、第58条、第74条の5第1項、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項、第118条の10第1項、第123条第3項又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに定める期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付し、又は納入書により納入しなければならない。</p> <p>(1) 第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5、第45条の4の4第1項、第45条の13、第58条、第76条第2項、第94条第2項、第123条第3項又は第144条の納期限後に納付し、又は納入する税額当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(2) 第74条の5第1項、第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第74条の5第1項、第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>第17条から第34条まで 略 (所得割の課税標準)</p> <p>第35条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定配当等」という。)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。)</p>

改正後	改正前
に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。	に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。
6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。	6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。
第36条から第72条まで 略 (軽自動車税の納税義務者等)	第36条から第72条まで 略 (軽自動車税の納税義務者等)
第73条 軽自動車税は、 、軽自動車等に対し、 その所有者に 課する。	第73条 軽自動車税は、 3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。
2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により 軽自動車税 を課することができない者である場合には、 前項 の規定にかかわらず、 当該軽自動車等の使用者に軽自動車税 を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、 この限りでない 。 (軽自動車税のみならず課税)	2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、 法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。
第73条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、 買主を 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により 種別割 を課することができない者である場合には、 第1項 の規定にかかわらず、 その使用者に 課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、 これを課さない 。 (軽自動車税のみならず課税)
第73条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、 買主を 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	第73条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、 軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。) 又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を 軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を 3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
	3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
第74条 略	第74条 略
	(環境性能割の課税標準)
	第74条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。 (環境性能割の税率)
	第74条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。
	(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
	(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
	(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
	(環境性能割の徴収の方法)
	第74条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。 (環境性能割の申告納付)
	第74条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。
	2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、 法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。
	(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

改正後	改正前																		
	<p>第74条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第74条の7 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第81条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要があると認めたものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p>																		
<p>(軽自動車税の税率)</p>	<p>(種別割)の税率)</p>																		
<p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円</p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円</p> <p>オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p>	<p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円</p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円</p> <p>オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>営業用</th> <th>自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用のもの</td> <td>年額 6,900円</td> <td>年額 1万800円</td> </tr> <tr> <td>貨物用のもの</td> <td>年額 3,800円</td> <td>年額 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	営業用	自家用	乗用のもの	年額 6,900円	年額 1万800円	貨物用のもの	年額 3,800円	年額 5,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>営業用</th> <th>自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用のもの</td> <td>年額 6,900円</td> <td>年額 1万800円</td> </tr> <tr> <td>貨物用のもの</td> <td>年額 3,800円</td> <td>年額 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	営業用	自家用	乗用のもの	年額 6,900円	年額 1万800円	貨物用のもの	年額 3,800円	年額 5,000円
区分	営業用	自家用																	
乗用のもの	年額 6,900円	年額 1万800円																	
貨物用のもの	年額 3,800円	年額 5,000円																	
区分	営業用	自家用																	
乗用のもの	年額 6,900円	年額 1万800円																	
貨物用のもの	年額 3,800円	年額 5,000円																	
<p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円</p> <p>(イ) その他のもの 年額5,900円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額6,000円</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p>	<p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円</p> <p>(イ) その他のもの 年額5,900円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額6,000円</p> <p>(種別割)の賦課期日及び納期)</p>																		
<p>第76条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p>	<p>第76条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p>																		
<p>2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。ただし、市長は、特別の事情がある場合は、別に納期を定めることができる。</p>	<p>2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。ただし、市長は、特別の事情がある場合は、別に納期を定めることができる。</p>																		
<p>(軽自動車税の徴収の方法)</p>	<p>(種別割)の徴収の方法)</p>																		
<p>第77条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p>	<p>第77条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p>																		
<p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p>	<p>(種別割に関する申告又は報告)</p>																		
<p>第78条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第78条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p>																		
<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施</p>	<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施</p>																		

改正後	改正前
<p>行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>	<p>行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>
<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第73条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>4 第73条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地 (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地 (3) 当該軽自動車等に係る賦払金の支払場所 (4) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移管する旨の通知の発送の有無 (5) 当該軽自動車等の占有の有無 (6) その他市長が必要であると認めた事項 (軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p>	<p>(1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地 (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地 (3) 当該軽自動車等に係る賦払金の支払場所 (4) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移管する旨の通知の発送の有無 (5) 当該軽自動車等の占有の有無 (6) その他市長が必要であると認めた事項 (種別割に係る不申告等に関する過料)</p>
<p>第79条 正当な理由がなくて前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかつた軽自動車等の所有者等又は第73条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>第79条 正当な理由がなくて前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかつた軽自動車等の所有者等又は第73条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、10万円以下の過料に処する。</p>
<p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p>	<p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p>
<p>第80条 略 (軽自動車税の減免)</p>	<p>第80条 略 (種別割の減免)</p>
<p>第81条 市長は、公益のために直接専用する軽自動車等のうち必要があると認められたものに対する軽自動車税及び天災その他特別の事情がある者のうち必要があると認められたものに係る軽自動車税を減免する。</p>	<p>第81条 市長は、公益のために直接専用する軽自動車等のうち必要があると認められたものに対する種別割及び天災その他特別の事情がある者のうち必要があると認められたものに係る種別割を減免する。</p>
<p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 軽自動車等の種別 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3) 主たる定置場 (4) 原動機の型式 (5) 原動機の総排気量又は定格出力（第75条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力） (6) 用途 (7) 形状 (8) 車両番号又は標識番号 (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要であると認めた事項</p>	<p>(1) 軽自動車等の種別 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3) 主たる定置場 (4) 原動機の型式 (5) 原動機の総排気量又は定格出力（第75条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力） (6) 用途 (7) 形状 (8) 車両番号又は標識番号 (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要であると認めた事項</p>
<p>3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p>	<p>3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する種別割の減免)</p>
<p>第81条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要があると認められたものに対しては、軽自動車税を減免する。</p>	<p>第81条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要があると認められたものに対しては、種別割を減免する。</p>
<p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯</p>	<p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯</p>

改正後	改正前
<p>の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。))の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p> <p>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認めた書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第82条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となつた者は、市長に対し第78条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示(市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認めた書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。))をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 第73条第2項ただし書又は第74条の規定によつて軽自動車税を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市の区域内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、前項の規定による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が第73条第2項ただし書又は第74条の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により標識を交付する場合においては、その標識</p>	<p>の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。))の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p> <p>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認めた書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第82条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となつた者は、市長に対し第78条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示(市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認めた書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。))をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 第73条第3項ただし書又は第74条の規定によつて種別割を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市の区域内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、前項の規定による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が第73条第3項ただし書又は第74条の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により標識を交付する場合においては、その標識</p>

改正後	改正前
<p>に表示する標識番号を指示するとともに併せて、その旨を記載した標識交付証明書を交付するものとする。</p>	<p>に表示する標識番号を指示するとともに併せて、その旨を記載した標識交付証明書を交付するものとする。</p>
<p>4 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により、返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に取り付けていなければならない。</p>	<p>4 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により、返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に取り付けていなければならない。</p>
<p>5 第1項の標識及び第3項の標識交付証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、市長に対し、第78条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び標識交付証明書を返納しなければならない。</p>	<p>5 第1項の標識及び第3項の標識交付証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、市長に対し、第78条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び標識交付証明書を返納しなければならない。</p>
<p>6 第2項の標識及び第3項の標識交付証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市の区域内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び標識交付証明書を返納しなければならない。</p>	<p>6 第2項の標識及び第3項の標識交付証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市の区域内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び標識交付証明書を返納しなければならない。</p>
<p>7 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。</p>	<p>7 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。</p>
<p>第82条の2から第138条まで 略 (保険税の課税額)</p>	<p>第82条の2から第138条まで 略 (保険税の課税額)</p>
<p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p>	<p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p>
<p>(1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	<p>(1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>
<p>(2) 後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	<p>(2) 後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>
<p>(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	<p>(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>
<p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	<p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合には、基礎課税額は、67万円とする。</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合には、基礎課税額は、66万円とする。</p>
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p>
<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>	<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>
<p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超</p>	<p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p>

改正後	改正前
<p>える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</p>	
<p>第140条から第146条の2まで 略 (出産被保険者に係る届出)</p> <p>第146条の2の2 保険税の納税義務者は、出産被保険者(施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (3) 出産の予定日(施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。次項第1号及び第147条第3項第1号において同じ。) (4) 単体妊娠又は多胎妊娠の別 (5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類 (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類 (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</p> <p>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</p>	<p>第140条から第146条の2まで 略 (出産被保険者に係る届出)</p> <p>第146条の2の2 保険税の納税義務者は、出産被保険者(施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (3) 出産の予定日(施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。次項第1号及び第147条第3項第1号において同じ。) (4) 単体妊娠又は多胎妊娠の別 (5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類 (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類 (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</p> <p>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</p>
<p>第146条の2の3から第146条の10まで 略 (保険税の減額)</p>	<p>第146条の2の3から第146条の10まで 略 (保険税の減額)</p>
<p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同項第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同項第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同項第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1</p>	<p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同項第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同項第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同項第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万5,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1</p>

改正後	改正前
人について 4,340円	人について 4,340円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円
(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円	(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円
(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円	(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円
キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,050円	キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,050円
ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について49円	
ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について630円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について630円
(イ) 特定世帯 1世帯について315円	(イ) 特定世帯 1世帯について315円
(ウ) 特定継続世帯 1世帯について473円	(ウ) 特定継続世帯 1世帯について473円
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 31万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 30万5,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円
(イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円	(イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円
(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円	(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,100円	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,100円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円
(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円	(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円
(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円	(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,200円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円
キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について750円	キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について750円
ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について35円	
ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について450円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について450円
(イ) 特定世帯 1世帯について225円	(イ) 特定世帯 1世帯について225円
(ウ) 特定継続世帯 1世帯について338円	(ウ) 特定継続世帯 1世帯について338円

改正後	改正前
<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について4,780円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,240円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について1,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 710円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,280円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,340円</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について300円</p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14円</p> <p>ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について180円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について90円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について135円</p> <p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該未就学児につき算定したもの（前項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について3,300円</p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について5,500円</p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について8,800円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について1万1,000円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について930円</p> <p>イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について1,550円</p>	<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について4,780円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,240円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について1,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 710円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,280円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,340円</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について300円</p> <p>ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について180円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について90円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について135円</p> <p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該未就学児につき算定したもの（前項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について3,300円</p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について5,500円</p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について8,800円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について1万1,000円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について930円</p> <p>イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について1,550円</p>

改正後	改正前
<p>ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円</p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号キに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 225円</p> <p>イ 前項第2号キに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 375円</p> <p>ウ 前項第3号キに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 600円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について750円</p>	<p>ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円</p> <p>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号キに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 225円</p> <p>イ 前項第2号キに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 375円</p> <p>ウ 前項第3号キに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 600円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について750円</p>
<p>3 保険税の納税義務者の世帯に産産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 産産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該産産被保険者につき第140条及び第142条第1項第1号の規定により算定した基礎課税額の所得割額の12分の1の額に、当該産産被保険者の産産の予定日の属する月(以下この号において「産産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から産産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 産産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該産産被保険者につき第142条第1項第2号の規定により算定した基礎課税額の被保険者均等割額(第1項の規定により同項第1号ア、第2号ア又は第3号アに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)の12分の1の額に、当該産産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 産産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該産産被保険者につき第140条及び第142条第2項第1号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の所得割額の12分の1の額に、当該産産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 産産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該産産被保険者につき第142条第2項第2号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額(第1項の規定により同項第1号ウ、第2号ウ又は第3号ウに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)の12分の1の額に、当該産産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 産産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該産産被保険者につき第140条及び第142条第3項第1号の規定により算定した介護納付金課税額の所得割額の12分の1の額に、当該産産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 産産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該産産被保険者につき第142条第3項第2号の規定により算定した介護納付金課税額の被保険者均等割額(第1項の規定により同項第1号オ、第2号オ又は第3号オに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)の12分の1の額に、当該産産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(7) 産産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該産産被保険者につき第140条及び第142条第4項第1号の規定により算定した子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の12分の1の額に、当該産産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) 産産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該産産被保険者につき第142条第4項第2号の規定により算定した子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(第1項の規定により同項第1号キ、第2号キ又は第3号キに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)の12分の1の額に、当</p>	<p>3 保険税の納税義務者の世帯に産産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 産産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該産産被保険者につき第140条及び第142条第1項第1号の規定により算定した基礎課税額の所得割額の12分の1の額に、当該産産被保険者の産産の予定日の属する月(以下この号において「産産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から産産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 産産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該産産被保険者につき第142条第1項第2号の規定により算定した基礎課税額の被保険者均等割額(第1項の規定により同項第1号ア、第2号ア又は第3号アに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)の12分の1の額に、当該産産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 産産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該産産被保険者につき第140条及び第142条第2項第1号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の所得割額の12分の1の額に、当該産産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 産産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該産産被保険者につき第142条第2項第2号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額(第1項の規定により同項第1号ウ、第2号ウ又は第3号ウに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)の12分の1の額に、当該産産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 産産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該産産被保険者につき第140条及び第142条第3項第1号の規定により算定した介護納付金課税額の所得割額の12分の1の額に、当該産産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 産産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該産産被保険者につき第142条第3項第2号の規定により算定した介護納付金課税額の被保険者均等割額(第1項の規定により同項第1号オ、第2号オ又は第3号オに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)の12分の1の額に、当該産産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(7) 産産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該産産被保険者につき第140条及び第142条第4項第1号の規定により算定した子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の12分の1の額に、当該産産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) 産産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該産産被保険者につき第142条第4項第2号の規定により算定した子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(第1項の規定により同項第1号キ、第2号キ又は第3号キに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)の12分の1の額に、当</p>

改正後	改正前
<p>該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第142条第4項第3号の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項の規定により同項第1号ク、第2号ク又は第3号クに掲げる額を減額するものとした場合にあっては、その減額後のもの)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項の規定により減額するものとした場合にあっては、その減額後のもの)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p>	<p>該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>第147条の2から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第5条の2まで 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第36条の7及び第36条の8第1項の規定の適用については、第36条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税の住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p>
<p>第147条の2から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第5条の2まで 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項</p> <p>(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第36条の7及び第36条の8第1項の規定の適用については、第36条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と、第36条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。</p>	<p>第147条の2から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第5条の2まで 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第36条の7及び第36条の8第1項の規定の適用については、第36条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第36条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。</p>
<p>第5条の4から第5条の10まで 略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却</p>	<p>第5条の4から第5条の10まで 略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第38条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却</p>

改正後	改正前
<p>に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第35条から第36条の3まで、第36条の5から第36条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とする。</p>	<p>に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第35条から第36条の3まで、第36条の5から第36条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とする。</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項、附則第5条の7第1項及び前条の規定の適用については、第36条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条第2項」と、附則第5条の7第1項中「及び前条」とあるのは「、前条及び附則第6条第2項」と、前条中「及び附則第5条の6」とあるのは「、附則第5条の6及び次条第2項」とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項、附則第5条の7第1項及び前条の規定の適用については、第36条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条第2項」と、附則第5条の7第1項中「及び前条」とあるのは「、前条及び附則第6条第2項」と、前条中「及び附則第5条の6」とあるのは「、附則第5条の6及び次条第2項」とする。</p>
<p>第7条及び第7条の2 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>第7条及び第7条の2 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。</p>	<p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。</p>
<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する割合は、5分の4とする。</p>	<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する割合は、5分の4とする。</p>
<p>3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の1とする。</p>	<p>3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>
<p>4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p>	<p>4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>
<p>5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p>	<p>5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p>	<p>6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>
<p>7 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する割合は、7分の6とする。</p>
<p>8 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>	<p>8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p>
<p>9 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p>	<p>9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p>
<p>10 法附則第15条第27項に規定する割合は、3分の2とする。</p>	<p>10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p>
<p>11 法附則第15条第31項に規定する割合は、3分の2とする。</p>	<p>11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p>
<p>12 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。</p>	<p>12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p>
<p>13 法附則第15条の9の3第1項に規定する割合は、2分の1とする。</p>	<p>13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p>
<p>14 法附則第15条の11第1項に規定する割合は、2分の1とする。</p>	<p>14 法附則第15条第28項に規定する割合は、3分の2とする。</p>
<p>第7条の3及び第7条の4 略 (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>15 法附則第15条第32項に規定する割合は、3分の2とする。</p>
<p>第7条の5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>16 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条の9の3第1項に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>第7条の3及び第7条の4 略 (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第7条の6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5</p>	<p>第7条の6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5</p>

改正後	改正前
<p>項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 施行令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 居住安全改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由（熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>	<p>項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 施行令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 居住安全改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由（熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>
<p>第7条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>第7条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
<p>第7条の8 略</p> <p>第7条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由（特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>	<p>第7条の8 略</p> <p>第7条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由（特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>
<p>第7条の10 略</p> <p>（耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>	<p>第7条の10 略</p> <p>（耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>
<p>第7条の11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人</p>	<p>第7条の11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人</p>

改正後	改正前
<p>番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>(改修特別特定建築物)に対する固定資産税及び都市計画税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>(改修表演芸術公演施設)に対する固定資産税及び都市計画税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第7条の12 法附則第15条の11第1項の(改修特別特定建築物)について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に(施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。))又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>第7条の12 法附則第15条の11第1項の(改修表演芸術公演施設)について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する表演芸術の公演の用に供する施設である</p> <p>旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂</p> <p>のいずれに該当するかの別</p> <p>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>
<p>第8条から第12条の2まで 略</p>	<p>第8条から第12条の2まで 略</p>
	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岩手県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。</p> <p>2 岩手県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。))又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。))の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。))に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 岩手県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の5の規定により読み替えられた第74条の5第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。))により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第12条の4 市長は、当分の間、第74条の7の規定にかかわらず、岩手県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免す</p>

改正後	改正前																						
	<p>る。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第12条の5 第74条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「岩手県知事」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第12条の6 市は、岩手県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として岩手県に交付する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第13条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="829 492 1500 593"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2													
第1号	100分の1	100分の0.5																					
第2号	100分の2	100分の1																					
第3号	100分の3	100分の2																					
<p>第13条 削除</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p>	<p>第13条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="829 492 1500 593"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2													
第1号	100分の1	100分の0.5																					
第2号	100分の2	100分の1																					
第3号	100分の3	100分の2																					
<p>第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="119 940 758 1108"> <tr> <td rowspan="5">第75条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	1万800円	1万2,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<p>第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="829 940 1500 1108"> <tr> <td rowspan="5">第75条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	1万800円	1万2,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円
第75条第2号ア		3,900円	4,600円																				
		6,900円	8,200円																				
		1万800円	1万2,900円																				
		3,800円	4,500円																				
	5,000円	6,000円																					
第75条第2号ア	3,900円	4,600円																					
	6,900円	8,200円																					
	1万800円	1万2,900円																					
	3,800円	4,500円																					
	5,000円	6,000円																					
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="119 1299 758 1467"> <tr> <td rowspan="5">第75条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	1万800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="829 1299 1500 1467"> <tr> <td rowspan="5">第75条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	1万800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
第75条第2号ア		3,900円	1,000円																				
		6,900円	1,800円																				
		1万800円	2,700円																				
		3,800円	1,000円																				
	5,000円	1,300円																					
第75条第2号ア	3,900円	1,000円																					
	6,900円	1,800円																					
	1万800円	2,700円																					
	3,800円	1,000円																					
	5,000円	1,300円																					
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)の表中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第44条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)の表中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)の表中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>																						
<p>第13条の3 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>第13条の3 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>																						

改正後	改正前
<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税 の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税 に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。</p>	<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税 の種別割の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税 の種別割に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税 の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税 の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>第13条の4から第15条の2まで 略 （読替規定）</p>	<p>第13条の4から第15条の2まで 略 （読替規定）</p>
<p>第15条の3 法附則第15条第1項、第8項、第12項、第14項、第16項、第18項、第23項若しくは第30項から第32項まで、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>第15条の3 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項若しくは第31項から第33項まで、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
<p>第16条から第19条まで 略 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>第16条から第19条まで 略 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p>
<p>第20条 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第35条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。</p>	<p>第20条 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第35条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。</p>
<p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</p>	<p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</p>
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所</p>	<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所</p>

改正後	改正前
<p>得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>(1) 土地等に係る事業所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の100分の7.2に相当する金額</p> <p>(2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>(1) 土地等に係る事業所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の100分の7.2に相当する金額</p> <p>(2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第22条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」</p>	<p>第22条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」</p>

改正後	改正前
<p>という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、</p>	<p>という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、</p>

改正後	改正前
<p>当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第23条 略 （短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第24条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡所得による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p> <p>3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第7項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうちに法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と</p>	<p>当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第23条 略 （短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第24条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡所得による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p> <p>3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第7項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうちに法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と</p>

改正後	改正前
<p>割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則</p>	<p>割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則</p>

改正後	改正前
<p>第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>25条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>25条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、</p>	<p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、</p>

改正後	改正前
<p>法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第36条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第25条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第35条第6項」と、同条第3項中「法37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法37条の4」とする。</p> <p>第25条の4から第41条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和8年条例第24号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（固定資産税に関する経過措置）</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>5 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>6 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</p> <p>7 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p> <p>（都市計画税に関する経過措置）</p> <p>8 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>9 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>（国民健康保険税に関する経過措置）</p> <p>10 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税</p>	<p>法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第5条の7及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の7第1項及び附則第5条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第36条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第25条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第35条第6項」と、同条第3項中「法37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法37条の4」とする。</p> <p>第25条の4から第41条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
については、なお従前の例による。	